

第 1 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 5 月 1 4 日	会場	第 1 委員会室	案件	正副委員長互選
出席委員	東千春、東川孝義、高野美枝子、川村幸栄、五十嵐千絵、倉澤宏				
委員外議員					
欠席委員					
審査及び報告事項 本会議休憩中に当委員会初の委員会を開催し、正副委員長の互選を行った。 委員長に高野美枝子委員、副委員長に東川孝義委員が選任された。 報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義					

第 2 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 5 月 2 0 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、五十嵐千絵、倉澤宏				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部、市立総合病院）の報告及び、当面の課題説明を受け質疑を行う。

《市民部》

①戸籍事務を行うための電子情報処理組織の管理及び執行に関する事務委託について。

・当市の戸籍原本を保管した「サーバー」は、5 年の更新時期を迎える。更新にあたり士別市ですでに利用している「データセンター」におけるサーバーへ移設し、下川町、剣淵町、音威子府村を加えた 5 市町村の共同利用とし、さらに士別市を代表庁として各市町村と委託契約を結ぶ。

・データセンターの利用により、安全なシステム運用・保全とコストメリットが生ずる。

・データセンターへの移設にあたり、事務委託に関して議会へ提案予定。

②国民健康保健事業について。

・令和元年度より国保税納税通知書を、現行の 6 回から 8 回に増やし、一回の納付金額緩和を図る。

・医療費適正化に向けて、a) 後発医薬品使用促進に向け差額通知書を年 2 回送付。b) 特定検診・特定保健指導については、対象者へダイレクトメール、広報・新聞広告で周知。c) 各種検診・ドック助成は、早期発見・早期治療のため助成を行う。d) 医療費通知は年 6 回通知を行い、適正受診と医療費の適正化に対する意識の向上を図る。e) レセプトの点検は 2 名の点検員により、資格・内容を実施し、効果を上げていく。f) 医療講演会は、病気の治療や予防について意識啓発を行う。

③名寄市税条例等の一部改正について。

・令和元年 10 月 1 日より自動車取得税が廃止され、新たに自動車税環境性能割（道税）、軽自動車環境性能別（市税）が新設され、それぞれ自動車または軽自動車の取得者に対して課税されることとなる。

・いずれも環境性能割に係る賦課徴収については、当分の間、北海道が行うこととされていますが、減免に関する規定については市町村の条例で定めることとなっており、条例改正について議会へ提案予定。

④空き家等の状況について。

・平成 29 年度、30 年度名寄市全域の空家調査結果と年度別相談件数の説明を受ける。

⑤スプレー缶等の受け入れについて。

・平成 30 年 4 月より、スプレー缶の排出ルール変更以降、広域 4 市町村の受け入れ本数の説明。

・この変更により、家庭での穴あけ事故防止、パッカー車内での事故防止につながる。

⑥平成 26 年 10 月に発行した、ごみ分別ガイドブックを今年度、更新予定。

《市立総合病院》

①病院事業に係る債権（診療費）の放棄について。

- ・患者が破産、死亡等の理由により回収見込みのない診療費の債権について、市長の専決処分事項の指定により、議会へ報告の予定。

②令和元年度 市立総合病院業務体制について。

- ・令和元年度業務体制については、常勤医師 66 名、研修医 8 名で、医師総数 74 名。看護職員は 3 月末退職 18 名、4 月採用 28 名（内、名寄市立大学採用 8 名）で看護師数 294 名。薬剤・医療技術職 92 名の、総職員数 753 名(前年比 10 名増)で運営する。

③新たな委員への参考資料として、市立総合病院 組織規程（事務部）及び市立総合病院概要の説明を受ける。

《健康福祉部》

1. 平成 30 年度及び令和元年度健康福祉部関連事業概要の説明を受ける。

①社会福祉課

- ・生活保護業務では、扶助別被保護人員の推移、相談・申請の状況、保護の動向と、被保護者の生活状況を踏まえ、適切な援助方針を作成し、助言・指導を行っていく。
- ・名寄市成年後見センターでは、「成年後見制度」を利用しやすくするため、名寄市成年後見センター事業を名寄市社会福祉協議会へ業務委託し、平成 30 年 1 月 1 日より実施している。
- ・基幹相談支援センター「ぽっけ」は、本年 4 月から、未就学児に関する相談業務を基幹相談支援センター事業「ぽっけ」に一元化することで、就学前から成人に至るまで切れ目ない対応が図られる。

②こども未来課

- ・名寄地区の保育所・幼稚園の入所児童状況の説明を受ける。
- ・子育て支援センター「ひまわりらんど」も開館以降の利用状況の説明を受ける。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、平成 28 年 10 月からサービスの提供を開始し、今年度においても「ひまわりらんど」との連携を深めるための多世代交流事業を実施していく。
- ・子育て支援活動助成事業内容説明と、今後も、子育て支援への助成事業を行いながら、住民同士の共助による子育て支援の充実を図っていく。
- ・待機児童解消緊急対策事業では、潜在保育士の就労支援、保育士資格を取得し新たに名寄市で勤務する保育士等への支援実績(平成 29 年度・30 年度)の説明を受ける。
- ・子ども家庭総合支援拠点事業では、児童等に対する必要な支援を行うための拠点を整備し、正職員・臨時職員を配置して、関係機関との連絡調整を一体的に進める。
- ・第 2 期名寄市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）に向けての、令和元年度における計画策定スケジュールの説明を受ける。
- ・幼児教育・保育の無償化実施スケジュールの説明を受ける。

③高齢者支援課

- ・高齢化率及び後期高齢者率推移の実績についての説明を受ける。
- ・介護保険事業状況では、平成 31 年 3 月分月報と前年との比較で説明を受ける。
- ・チャレンジデー2019 実施（本年は 26 回目）概要の説明を受ける。
- ・介護人材就労定着事業では、現行の支援事業と、令和元年度より新規に「介護福祉士実務者研修受講費用の助成」を追加するとの説明を受ける。

④地域包括支援センター

- ・生活支援コーディネーターを平成 31 年 3 月 1 日配置することが義務付けられ、地域密着型サービス

スを運営している株式会社 F O L L O W に業務を委託（平成 31 年 3 月 1 日より）し業務を開始したとの説明を受ける。

- ・認知症カフェ運営業務では、認知症総合事業の一環である認知症カフェ（名寄市では「にこここカフェ」）の運営、認知症の人やその家族の介護相談窓口の開設、認知症の人の家族向け介護教室の開催の 3 つの事業を、地域密着型デイサービスセンターを運営する株式会社 F O L L O W に業務を委託し、平成 31 年 4 月 1 日から事業を開始したとの説明を受ける。
- ・認知症予防及び在宅医療介護連携推進事業市民向け講演会は、8 月 3 日（土）、名寄市立大学講堂で開催予定との説明を受ける。
- ・星空キャンプ 2019 i n 名寄では、旭川医科大学主催で開催地を名寄市内として、8 月 2 日～4 日に開催予定であり、名寄市で取り組んでいる地域包括ケアシステムに重要な要素であることから、共催をしていくとの説明を受ける。
- ・フレイル予防教室は 10 月頃に開催予定との説明を受ける。

⑤保健センター

- ・名寄市保健増進計画「健康なよろ 21（第 2 次）」、平成 25 年度から平成 34 年度（令和 4 年度）までの 10 年間で、5 年経過の昨年度、中間評価を行ったとの説明を受ける。
- ・名寄市生きる支える自殺計画については、国において自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、平成 30 年度に名寄市として「名寄市生きるを支える自殺計画書」を策定したとの説明を受ける。
- ・産婦健康診査及び産後ケア事業の実施では、産婦のこころとからだの健康を守ることを目的に、平成 30 年 10 月から産婦健康診査及び産後ケア事業を開始し、各々の実績報告の説明を受ける。
- ・風しんの追加的対策事業では、平成 30 年夏ごろからの全国的な風しんの流行を受け、国の 3 年間の緊急対策として対象者を限定した風しんの抗体検査及び抗体価の低い予防接種を無料で実施するものです。名寄市は昭和 47 年～54 年（40 歳～47 歳）の男性を対象に受診のためのクーポン券を発行済との説明を受ける。
- ・歯科疾患検診の実施では、壮年期からの生活習慣病の重症化予防対策の一環として、本年度より開始され、年度内に 40 歳になる方、325 名に対して、5 月中旬に受診券を発行予定との説明を受ける。

⑥社会福祉事業団

- ・入所施設「名寄市特別養護老人ホーム清峰園」「名寄市風連特別養護老人ホームしらかばハイツ」「軽費老人ホーム（ケアハウス）フロンティアハウスふうれん」、各々の現員状況の説明を受ける。
- ・介護職員採用については、職員確保への取り組み、職員スキルアップの取り組み、職員採用状況の説明を受ける。

2. 令和元年第 2 回定例議会提出予定の議案について、説明を受ける。

《各委員の主な質疑及び答弁要約》

Q：戸籍システム更新に伴うデータセンター及び共同管理におけるコストメリットとデータセンターでのセキュリティ対策は。

A：独自のサーバーを持つ必要がなく、サーバーの更新が不要で長期スパンで見るとメリットがある。データセンターは専門性が高く、警備員も配置され、安全性も高い。

Q：国民健康保険事業のレセプト点検は 2 名の点検員であるが、出勤状況と同一人物か。

A：週 5 日間（嘱託職員）の出勤で、同一人物である。

第 3 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 7 月 8 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、五十嵐千絵、倉澤宏				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎ 健康福祉部より、幼児教育・保育の無償化及びアンケート結果についての説明を受け、質疑を行う。

1. 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要説明を受ける。

①基本理念

・子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

②子育てのための施設等利用給付の創設

a) 市町村は、 b) の対象施設等を c) の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

b) 対象施設等は、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

c) 支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ・ 3 歳から 5 歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・ 0 歳から 2 歳までの住民非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

③費用負担

・本給付に要する費用は、原則、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 を負担する。

④施行期日

・令和元年 1 0 月 1 日（一部の規定については、公布の日から施行）

※上記概要に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子供たち、幼稚園の預かり保育を利用する子供たち、認可外保育施設を利用している方への具体的説明を受ける。

2. 幼児教育・保育の無償化に関するスケジュールの説明を受ける。

6 月 1 0 日 職員説明会（合同）

～ 6 月末 延長保育及び一次預かりに係る保育料及び給食費 協議（各園）

7 月上旬 保護者説明会(各園)

～ 7 月末 無償化対象施設である旨の確認申請受付（各園）

- 預かり保育、一時保育、病後児保育、認可外保育等
 ～ 8 月末 利用者の施設等利用給付認定の申請
 認可外保育利用者
 1 号認定児童であるが 2 号認定の要件を満たしている児童
 ～ 9 月中 認定通知
 ～ 9 月 条例改正予定
 3 歳以上児に係る利用者負担額をゼロとする。また、制度改正に伴う用語の整理を行う。

【各委員の主な質疑及び答弁要約】

Q：保護者説明会における主な意見は。副食費と主食費の負担対象者は。

A：説明会では個別の事例についての意見が多い。保育所での給食材料費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用である。今まで副食費は保育料に含まれていたが、10 月以降は、主食費と副食費は保護者の負担となる。詳細な内容は説明会でを行う。

Q：幼児教育・保育の無償化に伴って改善される利用料の未納と、現在の未納分への対応は。

A：現在の滞納分回収作業は継続し、副食費・給食費は未納がないように、面談などを通して対応したい。

3. 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート結果の説明を受ける。

【調査の目的】

・2019 年度に「第 2 期名寄市子ども・子育て支援事業計画（2020～2024 年度）施策の検討に利用する。

【調査の概要】

①調査地域：市全域

②調査対象者：名寄市在住の就学前児童(乳幼児)を養育する保護者(以下「就学前」)という。

〃：名寄市在住の小学校児童を養育する保護者（以下「小学生」）という。

③調査時期：平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月

④配布・回収方法：就学前調査（郵送配布・郵送回収）

〃：小学生調査（学校を通じて配布・郵送回収）

⑤調査の回収状況

	配布数	回答数
就学前	999 票	478 票 (47.8%)
小学生	981 票	426 票 (43.4%)

※上記回答に基づき、集約された主な内容及び名寄市独自のアンケート結果の説明を受ける。

【各委員の主な質疑及び答弁要約】

Q：回答率が 5 割を切っているが、どのように把握しているか。

A：平成 27 年度集約時と同様の傾向であり、率は低いが判断できる材料となっている。

4. 市民福祉常任委員会での取り組みテーマについて

・委員会として『高齢化社会における健康寿命の延伸について』取り組む事を確認し、具体的な項目については現状把握をしっかり行い、テーマの的を絞り、視察先を含めて検討していく事とした。

第 4 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 8 月 8 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、五十嵐千絵、倉澤宏				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎ 市民部より 2 件の説明を受け、質疑を行う。

1. 日の出湯(公衆浴場)解体に係る助成の要望について、説明を受ける。

①経過

・日の出湯を経営する室本優氏から、施設の老朽化等により本年 8 月末までに営業を終了する旨、市に説明があり、併せて解体費の助成について要望があった。(7 月 11 日要望書受理)

②市の対応

・要望内容及び経過等を踏まえ、検討を進めている。

2. 合同墓に関するアンケートの実施について、説明を受ける。

①経過

・平成 30 年第 4 回市議会定例会における一般質問により、合同墓の設置について市民のニーズ調査を行い、検討することとなっている。

②アンケートの手法

・年代別の無作為抽出により、1,000 人の市民に合同墓を含め、お墓などに関するアンケート調査を実施している。(7/22 発送、8/23 締め切り)

【各委員の主な質疑及び答弁要約】

Q：日の出湯は高齢者の利用が多く、交流の場で利用されている方の安否確認や、コミュニティの役割もあった。福祉センター浴室の利用は。

A：福祉センターは介護を受けている人が利用している。老朽化も進み洗い場がないため代替え利用は厳しい。なよろ温泉サンピラーは無料バスもあり、利用して頂きたい。

Q：なよろ温泉サンピラー無料バスの仕事終わりの時間帯では、入浴後帰って来る無料バスがない。

A：運行ダイヤの改善については、他部門とも対応を検討したい。

Q：合同墓のアンケート抽出数を 1,000 名とした、経緯は。

A：意見を把握するためには、一定程度の数は必要であり、回収率も考慮して設定した。

3. 市民福祉常任委員会での取り組みテーマ推進に向けて

①具体的なテーマは「フレイルを予防する取り組み（健康寿命の延伸と健康格差の縮小）」とする。

また、平成 27 年度～平成 31 年度（令和元年度）の 5 年間の計画期間で進められている「子ども子育て支援事業：名寄市子ども・子育て支援計画」も積極的な関わりを持って行く。

②年間スケジュールは下記内容で確認される。

年 度	具 体 的 推 進 項 目
令和元年度	先進地視察、各町内会実態調査及び項目整理。現状分析等
" 2 年度	先進地視察、各町内会意見交換（アンケート調査・まとめ）
" 3 年度	先進地視察、新たなテーマもしくは継続
" 4 年度	先進地視察、テーマ全体のまとめ

③視察先及び視察テーマ（案）の確認を行う。

視察先については、今回の委員会でのテーマをのちに設定したが、今後視察先との調整により変更もあり得る事で確認する。

以上

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 5 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 8 月 19 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏				
委員外議員					
欠席委員	五十嵐千絵				

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部、市立総合病院）の報告及び、当面の課題説明を受け質疑を行う。

【市民部】

1. 名寄市印鑑条例の一部改正について。

・住民基本台帳施行令等の一部を改正する政令により、令和元年 11 月 5 日から住民基本台帳において、旧氏併記の記載が可能となったことに伴い、旧氏の印鑑登録を可能とするため、名寄市印鑑条例の一部改正に伴い、改正（案）を提出する予定。

2. 道内都市における名寄市の収納率について。

・名寄市の市税総合収納率は 98.9%であり、平成 23 年度以降 8 年連続で道内 1 位となった。現年度課税分に関しては、前年度と同率となっているが、小数点第 2 位まで見ると前年度より 0.06 ポイント収納率を上積みしている。

・一方、滞納繰越分は、困難ケースの比重が高まっているものの、前年度より 0.3 ポイント上回る収納率 20.4%となった。

・税目別では、個人住民税が 99.5%、固定資産税が 98.0%、都市計画税が 97.8%、軽自動車税については、99.4%とそれぞれ高い収納率を維持している。

3. 平成 30 年度市税収入状況調査について。

・税別では、個人市民税 99.5%（道内 1 位）、法人市民税 99.5%（道内 6 位）、固定資産税 98.0%（道内 3 位）、軽自動車税 99.4%（道内 3 位）、都市計画税 97.8%（道内 4 位）となった。

4. 平成 30 年度名寄市における税収納状況について

・平成 30 年度現年課税分は、市税合計調定額に対して収納率は 99.82%であった。また、国民健康保険税は調定額に対して収納率は 98.07%であった。

・滞納繰越分については、調定額に対して収納率は 20.37%。国民健康保険税は調定額に対して、収納率は 37.05%であった。

・収納率については、市税・国民健康保険税ともに昨年度より上昇している。

5. 一般廃棄物処理広域化基本計画の見直しについて

・平成 25 年 3 月に 4 市町村(名寄市・美深町・下川町・音威子府村)で策定した「一般廃棄物処理広域化基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）について、現在名寄地区衛生施設事務組合で次期一般廃棄物中間処理施設の更新が検討されていることを踏まえ、組合構成市町

村と協議しながら、計画の目標達成やごみ処理状況の確認等を行い、本年度中の見直しに向けた取り組みについて提案する予定。

6. 共同飲料水供給施設等補助金（智北共同水道組合）について

・智北地域に移住者が民宿を併設した住宅を建設するため、智北共同水道組合から、水道を供給する工事に対する補助の申請があり、現状補助内容に沿って、9月定例会補正予算で提案の予定。

【健康福祉部】

1. 条例の一部改正について

(1)名寄市総合福祉センター条例の一部改正について【社会福祉課】

・現行の名寄市総合福祉センター条例は、指定管理者による管理を行わせることができる内容の条文が定められているが、よりきめ細かな規定としての条文追加並びに文言整理及び条文並び替え、また会議室2を新たに一般利用者に貸し出す利用料金の設定を行うため改正（案）を提出する予定。

(2)名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について【こども未来課】

・国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正（案）を提出する予定。

(3)名寄市家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部改正について【こども未来課】

・国が定める家庭的保育事業等の設備運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正（案）を提出する予定。

(4)名寄市保育所に関する利用者負担額等を定める一部条例の改正について【こども未来課】

・幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の保育料及び3歳未満児のB階層の保育料を0円とするための改正。

2. 第3回定例会提案予定の主な補正予算（案）について

・第3回定例会提案予定の、一般会計及び特別会計補正予算の説明を受ける。

【名寄市立総合病院】

1. 令和元年度第3回定例会提出予定議案について

(1)名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例の一部改正について

・名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例について、令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、改正を行う。

・また、実費徴収分として、紙オムツ・病衣・診断書・初診の選定料の改正も行う。

(2)平成30年度病院事業会計決算概要について

・平成30年度の決算概要で、平成24年度以来6年度振りの黒字決算（7,941千円）となったが、少額であり、依然厳しい状態にある。いろいろな取り組みを行って来た結果により、わずかであるが黒字の決算となった。

2. 令和元年度 市立総合病院第1四半期の収支について

・令和元年度市立総合病院、第1四半期の説明を受ける。

以上

第 6 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 10 月 11 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎健康福祉部より当面の課題説明を受け確認を行う。

1.名寄市総合福祉センターの指定管理について。

- ・平成 8 年に建設された名寄市総合福祉センターは、総合福祉センター建設構想の中で福祉活動の拠点として位置づけ、社会福祉協議会が入居し、管理・運営を含めて地域福祉を推進していくことで進められてきた。益々進む高齢化社会、介護保険制度や指定管理制度などの流れを受け、社会福祉協議会に指定管理委託（非公募）をすることで更なる地域福祉向上を図ることを目的とする。
- ・指定管理に係るスケジュール等の説明を受ける。

2.パブリックコメントの実施について。

- ・名寄市を核とする 5 市町村（名寄市、美深町、下川町、音威子府村、中川町）で協議を重ねてきた結果、相談支援体制の強化を目的として取り組むこととなった。
- ・地域の拠点となるセンター設置のため「名寄市基幹相談支援センター」条例の制定に関するパブリックコメントを 10 月 11 日より実施するとの説明を受ける。

3. 福祉灯油支援事業及び冬の支援事業について。

- ・福祉灯油支援事業及び冬の生活支援事業について、平成 30 年度の行政評価(外部評価)で内容の見直し提言を頂いた。
- ・現在、対象者となっている障がい者施設等入居者については、支援事業の対象要件である収入基準を上回っていること、また、施設利用に対する介護給付費が国より支給されていることなどから、令和元年度実施分より支給対象外とする見直しを行うとの説明を受ける。

報告者 市民福祉常任委員会 副委員長 東川 孝義

第 7 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 10 月 30 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎新聞報道による、社会福祉協議会が運営する居宅介護支援事業所での不正受給に関して、所管部の健康福祉部より説明を受ける。

健康福祉部長からの報道についての説明

- ・昨年 6 月に社会福祉協議会で運営している居宅介護支援事業の利用者より、ケアマネジャーサービスが提供されていないとの通報があった。
- ・その時点で確認調査を行い 10 項目にわたる不備な箇所が判明した。また、それ以前における法令違反に当たるケースを確認し、改善指導を行ったが、不正受給分の返還など、法に基づく対応は行わなかった。
- ・法令にのっとりた対応をとった場合、事業所としての指定取り消しも想定され、利用者への継続した介護サービスを優先した。
- ・その後、事業所への指導を行い、業務は改善されたため、事業を継続させてきた。

委員からの主な質疑

- ・介護報酬約 2,600 万円を不正受給していた内容は。
- ・総合福祉センターの指定管理について社会福祉協議会を指定先とするのか。
- ・昨年 6 月時点での状況確認時、厳しい対応が必要であったのでは。
- ・不正受給分の対応について、社会福祉協議会に返還を求めるのか。
- ・昨年 6 月の事案発生以後、社会福祉協議会と健康福祉部の対応は。
- ・新聞報道は全て正しいのか。また、報道が出てからの対応であるが、法令遵守の判断を含めて内部協議はどのようにしていたのか。
- ・法令違反を報道で知った。この対応は行政としての判断なのか。

健康福祉部長からの答弁

- ・月 1 回の自宅訪問及び担当者会議が開催されていなかった。
- ・介護報酬の返還請求などについては、北海道と対応を協議する。
- ・福祉センターの管理については当面現行の体制で行い、指定管理公募は延期とし改めて検討する。
- ・法令遵守をしなければならない公務員として、事業を優先し、遵守しなかった事に責任を感じている。
- ・今後の対応は、上川振興局などと協議したい。

※本日の委員会で回答が得られなかった部分について、改めて委員会を開催し事実関係を求める事とする。

第 8 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 11 月 11 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎名寄社会福祉協議会が運営する名寄社協指定居宅介護支援事業所での介護支援専門員業務に関する、市としての指導及び対応についての資料要求を行い、所管部の健康福祉部より説明を受ける。

1. 経過報告資料について

(1) 北海道から名寄市に権限移譲された時期について

平成 22 年 4 月から権限移譲（事務の引き継ぎ）を北海道から受けている。

なお、指定居宅介護支援事業者は、平成 30 年 4 月からは全ての市町村に権限移譲がされている。

(2) 権限移譲された事務について

介護保険法に基づく事務のうち、①指定居宅サービス事業者、②指定居宅介護支援事業者、③指定介護予防サービス事業者に関する事務が権限移譲された。

(3) 事務ごとに名寄市がどのような対応をしてきたのか。

①過去 5 年間の実地指導の実施状況

- ・指定居宅サービス事業者⇒延べ 12 事業所
- ・指定居宅介護支援事業者⇒延べ 4 事業所
- ・指定介護予防サービス事業者⇒延べ 12 事業者

②その他事務の内訳

- ・指定 8 件
- ・更新 20 件
- ・変更届の受理 169 件
- ・事業者への勧告、勧告に従わなかった旨の公表、勧告に係る措置の命令、措置の命令の公示、指定取消又は効力の停止 0 件

(4) 昨年 6 月以降の経過について(時系列での報告を受ける)

平成 30 年

6 月上旬 サービス事業所等から、「サービス担当者会議が開催されていない」との情報が入り、名寄社協指定居宅介護支援事業所（以下、「社協居宅」という）を訪問し、担当ケアマネジャーと面接する。担当ケアマネジャーより「サービス担当者会議を開催しているが、記録に至っていない」と聞き取るが、情報との相違があった。

6 月中旬 社協居宅の業務内容の確認が必要と判断し、社協居宅に調査する通知をする。

- 6月下旬 社協居宅事務所において調査を実施し、調査内容を精査し部内で検討する。
- 7月上旬 副市長へ報告する。調査の結果、市内の利用者及びケアマネージャーの状況、法令に基づく対応をした場合の状況を説明し、社協居宅へ速やかな業務改善を図る指導の実施。
- 8月上旬 社協居宅管理者へ市から 10 項目にわたる改善を速やかに行うよう指導する。
- 令和元年
- 10月29日 北海道新聞社から社協居宅の介護報酬に関する名寄市の対応についての取材を受ける。
- 10月30日 北海道新聞に「名寄社協指定居宅介護支援事業所の介護報酬不正受給」の報道がされる。
市議会各会派代表者会議並びに市民福祉常任委員会で報告する。
北海道保健福祉部へ経過説明及び今後の対応協議のため道庁を訪問する。
- 10月31日 介護サービス事業者・地域密着型サービス事業者緊急説明会を開催する。
- 11月1日 北海道による実地指導を受ける。市長記者会見を行う。
- 11月5日 北海道との協議（電話及びメール）を行う。
- 11月8日 名寄社協指定居宅介護支援事業の「監査」を実施する。北海道に地方自治法の規定に基づく技術的助言を依頼し、北海道とともに監査を実施する
- 11月9日 市議会各会派代表者会議で経過等の説明をする。

（５）行政処分で指定を取り消した場合、どのような影響を予測したのか。

名寄市内の居宅介護支援事業所数は 6 事業所（うち 1 事業所は所在地士別市で分室を名寄市内におく事業所）で、ケアマネージャー数は平成 30 年 6 月の時点で 16 名であった。仮に、社協居宅が指定取り消しになどになった場合、社協居宅のケアマネージャー 6 名が担当する利用者 183 名（介護認定者 158 名、要支援認定者 25 名）は、他の居宅介護事業所に移らなければならない。

社協居宅の利用者分を他の居宅介護支援事業所（ケアマネージャー 10 名）で担当することができる状況にはなかった。また、居宅事業所が変わる場合は、新規の利用となるため訪問・面談や契約、サービス担当者会議などの手続きが必要となる。

このことから、利用者が安心して継続したサービスの提供を受けることが出来なくなると判断した。

2. 今回の事案発生について

（１）ケアマネージャー、一人当たり何件担当していたのかについて（平成 30 年 6 月時点）

社協居宅 6 名で介護認定者 158 名、要支援認定者 25 名を担当。

（２）名寄市が指導した 10 項目の内容と改善された内容について

省令に基づく条項及び項目に従い指導検証を行った。

調査以降速やかな改善が行われており、他の介護サービス提供事業所にも確認を行っている。

（３）北海道の実地指導（11 月 1 日）の結果について

11 月 1 日に北海道の実地指導を受け、その結果は精査中である。実地指導の調査の中では、今回の事案については、「速やかな監査を実施する事案」との指導を受ける。

（４）名寄社協指定居宅介護支援事業「監査(11 月 8 日)」の状況について

名寄市健康福祉部 7 名と北海道の 5 名の職員により実施。監査内容は、関係資料及びシステムデータの確認をしながら資料複写を行いました。終了することが出来ず、今週も引き続き同様の作業を行う。その後作業については、北海道と協議しながら進めていく。

（５）今後のスケジュールについて

11 月 11 日～ 北海道から指導・助言をいただきながら「監査」継続して実施。

11 月 11 日 民生委員・児童委員会会長会議で願います。

【委員からの主な質疑】

- ・新聞報道では、ケアマネジャーの訪問サービス提供等が行われていないとあるが、正しいのか。
- ・また、仮に行政処分で指定取り消しになった場合、利用者は安心してサービスを受けられるか。
- ・介護総合事業移行時に事業者が不十分な体制であり、その時点から問題が発生していたのでは。
- ・社協内部のチェック体制はどのようになっていたのか。
- ・昨年不適切な対応を確認しながら、法に基づく対応を行わなかったのは、身内意識があったのでは。
- ・名寄市は業務を権限委譲されているが、行政処分等の対応は市又は北海道なのか。

【健康福祉部長からの答弁】

- ・経過報告でも説明したが、サービス担当者会議が開催されていないとの情報が入り、調査を行った。
- ・仮に社協居宅が行政処分で業務停止となっても、処分実施までには猶予期間もあるとの指導もいただいており、利用者が安心してサービスを受けられる体制を継続していく。
- ・ケアマネジャーは他の業務も担当しており、業務の換算率で管理・指導を行っている。
- ・介護保険制度は毎年のように変わっており、全員がその講習会・研修会への参加も厳しく、周知が徹底されていない部分もあったと思うが、さらに充実させていく。
- ・事業所全体は把握していないが、社協は管理者を置き指導・管理を行っているが不十分な部分があったと認識している。
- ・2階で業務を行っていたケアマネジャー6名は今年の3月末で退職しており、それ以降に採用された5名は1階に移り日常的に管理できる体制になっている。
- ・身内だからと言う意識はまったくなかった。あくまでも「利用者のサービス継続を最優先」との判断であった。しかし、今回の道の指導の中では、簡単に利用停止になるものではないし、サービス継続に向けて、その時点での対応があったのではと考えている。
- ・名寄市が権限移譲されており、市の規定に基づき監査を行っていくが、北海道の技術的な指導・助言をいただき、実施をしていく。

※本日の委員会では昨年6月以降の経過報告及び今回の事案に対しての説明を求めた。

※現在行われている社協居宅の監査については、資料は4割程度しか集まっておらず、作業は継続して行われている。

※今後は、監査の状況を見極めながら、情報を求めていく。

第 9 回 市民福祉常任委員会 概要報告

年 月 日	令和元年 11 月 22 日	会場	第 1 委員会室	案件	所管事項の調査
出席委員	高野美枝子、東川孝義、東千春、川村幸栄、倉澤宏、五十嵐千絵				
委員外議員					
欠席委員					

審査及び報告事項

◎所管部（市民部、健康福祉部）の報告及び当面の課題説明を受け質疑を行う。

【市民部】

1. 年金生活者支援給付金対象者名簿の誤りについて

【内容】

- ・年金生活者支援給付金は消費税引き上げに絡む経済効果の一環として、年金収入額が一定基準以下の方に対して今年 12 月受給分から毎月最大で 5,000 円の年金を上乗せ支給する制度となり、日本年金機構が市町村と連携して事務手続きを実施した。
- ・名寄市が日本年金機構に提出した「所得・世帯情報」に誤りがあり、日本年金機構から本来受給対象者でない方及び受給額が変更となる方に申請書が送付された。

【原因】

- ・受給対象者リストの抽出を電算会社に依頼したが、電算会社において厚生労働省から示されていた仕様書の一部を見落としていたことや、今回追加したプログラムの不具合により本来該当しない方も含めたリストを送付した。

【対象者】

- ・受給対象となくなった方 305 名
- ・給付額が変更となった方 1 名

【対応】

- ・「お詫び状」と日本年金機構に返送する際に使用する切手を同封して送っている。

【質疑】

Q：年金機構からのハガキに記載されている字が小さく高齢者の方は見づらい。また、今回の対応で返送はどの程度になっているか。

A：記載内容については、年金機構で実施している。返送について年金機構での把握では 8～9 割戻っているとの事。名寄市としては、これからも市民の立場に立った丁寧な対応を行う。

2. お墓に関するアンケート集計結果について

【実施概要】

- ・市民のお墓に対する意見や考え方を把握し、今後のお墓のあり方や合同墓の必要性を検討する上での参考を目的に、年代別の無差別抽出により、1,000 人の市民にアンケート調査を実施。

【アンケートの結果概要】

- ・アンケートの回収率は 40.9%であった。少子高齢化なども進むなか、今後の墓地や納骨堂の管理等、道内各市でも建設が進んでいる「合同墓」への名寄市民の関心は高い。

- ・合同墓に関する考え方では、約 7 割が必要だと言うと回答し、その中で利用したい 22.4%、検討したいが 28.6%で合わせると 5 割を超える結果であった。
- ・また、合同墓を利用しない 25.7%の理由としては、現在使用している墓地や納骨堂を維持し使用する。複数の方と共同埋葬に抵抗がある。

【質疑】

Q：アンケートの結果を踏まえ新年度予算に反映していくのか。

A：今後の取り扱いは議論を進めているが、新年度当初予算査定の中で議論することとしており、新年度予算に反映できるかどうか現時点ではわからない。

Q：墓地に関する意見や感想の自由記載が多いが、どのように受け止めているか。

A：アンケートに真剣に答えて頂いた結果と思っている。

3. 旧風連町農産廃棄物処理場の屋根破損への対応について

【施設概要】

- ・名称 風連町農産廃棄物処理施設
- ・完成 昭和 54 年 12 月
- ・廃止 平成 14 年 11 月

【現況と課題】

- ・ごみ受入棟の屋根が破損しており、施設への雨水等の流入を防ぐ必要がある。

【対応】

- ・本年度は、雨や雪の焼却炉への侵入を防止する対策を講じる。
- ・解体が必要な施設であり、今後の対応について検討を進めている。

【健康福祉部】

1. パブリックコメント実施結果について

- ・名寄市基幹相談支援センター条例（素案）について、パブリックコメントを実施したが、市民からの意見はなかったので、第 4 回定例会に素案の通り条例（案）を提出する。

2. 医療介護連携情報共有 I C T 事業について

- ・本年度 I C T を活用した医療と介護の情報を関係機関と共有できるシステムの構築を計画した。
- ・医療情報との連携の核となる、名寄市立総合病院が運営する「ポラリスネットワーク」の高度化が本年度の総務省補助事業に採択され優先的に進められることになった。
- ・接続方法の再検討や事業費の精査などを行い次年度の事業とする

3. 名寄市子育て世代包括支援センター事業について

- ・国の施策に基づき、名寄市では令和 2 年 3 月から保健センター内において子育て世代包括支援センター事業の開始を予定し準備を進めている。
- ・施設改修等に係る経費については、第 4 回定例会に提出する。

【質疑】

Q：業務増に伴う人員体制は。

A：今年度 1 名を増員しているので、対応は可能である。

Q：母親と直接対応するのは保健師であり、家庭内での支援（D V 等）体制は。

A：横の連携を強化し、家庭内での困り事はないか常に求めていく。

4. へき地保育所の運営について

- ・本年 6 月に、砺波町内会から児童数や町内会の運営負担などの理由により、閉所時期を 1 年前倒し（令和 2 年 3 月末に閉所）したい申し入れがあった。
- ・それを受け、保護者へのアンケート調査や説明会を行い、意向を確認し閉所時期の検討を行った。
- ・その結果、砺波保育所については、令和 2 年 3 月をもって閉所することとした。
- ・現在は児童の移行先の調整を行っている。

【質疑】

Q：現在勤務している保育士の人数と今後の対応は。

A：保育士は常勤 2 名、非常勤 1 名である。今後の処遇については、他の公立保育所で継続して働いてもらう。

5. 第 4 回定例会提案予定の条例一部改正（案）について

- ・本年 10 月の消費税及び地方消費税改正により、本市の使用料等について、令和 2 年 4 月からの改正に向けて、関係条例の整備に関する条例（案）の説明を受ける。

6. 第 4 回定例会提案予定の主な補正予算（案）について

- ・第 4 回定例会提出予定の補正予算（案）の説明を受ける。

7. その他

【居宅介護支援事業に関する経過報告】

- ・居宅介護支援事業所における調査結果について、今週末でデータの収集は終了する。
- ・今後、内容の精査を北海道と名寄市で行う。結果の目途はたっていない。
- ・居宅介護利用者には、ケアマネージャーが月 1 回訪問しており、説明を行っている。
- ・健康福祉部は 6 事業所全部を訪問し、市民及び利用者への説明対応依頼を行った。

